年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会 令和5年6月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの		1件
国民年金関係	O件	
厚生年金保険関係	1件	
(2)年金記録の訂正を不要としたもの		O件
国民年金関係	O件	
厚生年金保険関係	O件	

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2200010 号 厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2300007 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成30年7月15日の標準賞与額を9,000円に訂正することが必要である。

平成30年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求者のA社における令和元年 12 月 15 日の標準賞与額を 12 万 5,000 円から 34 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、訂正請求日(令和4年1月14日)以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した令和元年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和61年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成30年7月15日

- ② 平成30年12月15日
- ③ 平成31年1月15日
- ④ 令和元年7月15日
- ⑤ 令和元年 12 月 15 日

請求期間①から④までについて、A社から賞与(特別手当)が支払われたが、 記録がないので特別手当を全額、標準賞与額として訂正してほしい。

請求期間⑤について、A社から賞与(特別手当)が支払われたが、記録されている標準賞与額が間違っているので訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑤までについて、請求者は、A社から支給された特別手当(請求期間①は5万円、請求期間②及び③は20万円、請求期間④及び⑤は100万

- 円) は雇用契約書及び正社員就業規則に記載されている賞与である旨主張し、 標準賞与額を正しく記録することを求めている。
- 2 しかしながら、請求期間②から⑤までについて、B年金事務所による事業所調査が実施され、A社は、令和4年11月21日及び同年12月6日に請求者に係る請求期間②から⑤までの特別手当の一部を報酬として含めた平成30年10月の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届、令和元年6月の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(訂正届)並びに請求期間②から⑤までに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届等」という。)を遡って提出していることから、オンライン記録によると、請求期間②から⑤までの標準賞与額(請求期間②は2万円、請求期間③は2万8,000円、請求期間④は16万6,000円)は厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない記録となっており、請求期間⑤は標準賞与額12万5,000円が記録されている。
- 3 請求期間のうち、本件訂正請求受付日(令和4年1月14日)において厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅している期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)及び厚生年金保険法を、そのほかの期間については、厚生年金保険法を適用することを踏まえて、請求期間①から④までについては厚生年金特例法及び厚生年金保険法を、請求期間③については厚生年金保険法を適用し、請求者から提出された給与支給明細書、雇用契約書、2019年1月から2020年2月までの勤怠表、正社員就業規則、意見書及び同僚との特別手当に関する通話記録(以下、併せて「請求者提出資料」という。)、A社から提出された賃金台帳、2019年1月から2020年2月までの勤怠表、正社員就業規則、給与所得に対する所得税の源泉徴収簿、同僚の陳述書及び同社の回答(以下、併せて「事業所提出資料」という。)並びに日本年金機構から提出されたA社に対する事業所調査資料及び同機構の回答により、請求期間①から⑤までについて、記録の訂正が認められるか否かを判断することとなる。
- 4 A社は、請求期間当時は従業員に賞与を支給しておらず、請求期間①から⑤までの特別手当は賞与ではないとし、請求期間①の特別手当については、平成30年6月分の残業代を概算にて支給したものであり、請求期間②から⑤までの特別手当については、当時は従業員の各月の超過残業時間を把握できていなかったため、後日、支払が不足した超過勤務残業代及び当該残業代が不足しないように多めに支払った分を併せて特別手当の名称で支給していたものである旨回答しているところ、同社から提出された請求者に係る平成30年5月から令和元年12月までの賃金台帳並びに平成30年分及び令和元年分給与所得に対する源泉徴収簿によると、賞与支給の記載はない。

また、A社は、特別手当に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除していないと回答しているところ、請求者から提出された請求期間①から⑤までに係る給与支給明細書によると、特別手当は給与と一緒に支払われており、特別手当に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、請求期間②から⑤までの特別手当について、事業所調査においてB 年金事務所が、A社の事業主に対し、給与規定及び請求者の雇用契約書に賞与の記載が確認できる上、賃金台帳によると3か月を超える毎に支給されていることから、厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が必要な旨を伝えたところ、事業主より、特別手当は過去の期間の固定残業手当、固定深夜手当の枠を超えた分の残業手当及び深夜手当(以下「超過勤務残業代」という。)を遡って支払った分(以下「残業代の精算分」という。)と残業代が不足しないように多めに支払った分(以下「調整分」という。)として支払った旨の申し出があり、各月の支給額が確認できる資料(以下「特別手当計算表」という。)が提出されたことから、日本年金機構は、協議の上、残業代の精算分は報酬に該当し、調整分は賞与に該当すると判断した旨回答している。

上述の経過により、日本年金機構は、A社より、請求期間②から⑤までの特別手当のうち、残業代の精算分として支給額を算出している額(請求期間②は17万9,503円、請求期間③は17万1,495円、請求期間④は83万3,356円、請求期間⑤は87万4,014円)は本来支給されるべき月の報酬に含め、調整分として支払った額(請求期間②は2万497円、請求期間③は2万8,505円、請求期間④は16万6,644円、請求期間⑤は12万5,986円)は賞与として賞与支払届等が提出された旨の回答をしている。

このほか、請求者が主張する賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①から⑤までの特別手当について、請求者の主張する標準賞与額に記録を訂正することはできない。
- 6 一方、請求期間①の特別手当5万円については、A社は、平成30年6月の残業代として4万453円、調整分として9,547円を支払ったと回答しているところ、日本年金機構は、残業代を報酬、調整分を賞与と思料すると回答していることから、平成30年7月15日の標準賞与額を9,000円とすることが必要である。

なお、平成30年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

7 請求期間⑤について、A社は当該特別手当について、特別手当計算表により 調整分として計算された額に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出して おり、請求者の標準賞与額は12万5,000円と記録されている。

しかしながら、請求者及びA社から提出された2019年1月以降の勤怠表により確認できる超過勤務時間に基づき各月の超過勤務残業代を算出したところ、賞与に該当するとされた調整分の額はオンライン記録の標準賞与額(12万5,000円)を超えていることが確認できる。

また、日本年金機構は、事業所調査時に事業主からは請求者の勤怠を確認できる資料はない旨聴取したが、仮に調査時に請求者の勤怠表を確認していた場

合、勤怠表に基づき計算した超過勤務残業代を報酬(以下「報酬」という。)とし、特別手当と報酬の差額を賞与とするため、勤怠表により確認できる 2019 年 1 月以降の期間については、特別手当を賞与と報酬に分けて計算し、賞与支払届等の提出を指導したとしており、請求期間⑤に係る標準賞与額は 34 万 5,000円とすることが妥当である旨回答している。

さらに、請求者の勤怠表は、総労働時間及び総残業時間等が計算されているところ、A社は、勤怠表には請求者の勤務時間が正確に記載されていないと主張しているものの、当該勤怠表のほかに請求者の勤怠を確認できる資料はない旨回答している。

以上を踏まえると、請求者の令和元年 12 月 15 日の標準賞与額は、請求者提 出資料、事業所提出資料及び日本年金機構の回答により、34 万 5,000 円とする ことが必要である。